

# 船事故調査報告書

平成29年9月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成29年3月4日 12時50分ごろ
発生場所	茨城県鹿島港 鹿島港南防波堤灯台から真方位203° 1,640m付近 (概位 北緯35° 56.6′ 東経140° 42.3′)
事故の概要	遊漁船第25作田丸は、南進中、また、遊漁船第21不動丸は、漂泊中、両船が衝突した。 第21不動丸は、船長及び釣り客5人が負傷し、操舵室左舷側の圧壊等を生じ、また、第25作田丸は、船首部外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成29年3月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 第25作田丸、19トン IG2-2556（漁船登録番号）、個人所有 16.99m (Lr) × 4.86m × 1.65m、FRP ディーゼル機関、535.00kW、平成10年6月30日 第232-30787号（船舶検査済票の番号） B 遊漁船 第21不動丸、13トン IG2-2627（漁船登録番号）、個人所有 11.98m (Lr) × 4.22m × 1.37m、FRP ディーゼル機関、495.00kW、昭和63年7月 第235-20943号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年12月16日 免許証交付日 平成24年11月7日 (平成29年12月3日まで有効) B 船長B 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成17年10月17日 免許証交付日 平成25年5月31日 (平成30年5月30日まで有効)

死傷者等	A なし B 重傷 1人（船長B）、軽傷 5人（釣り客）
損傷	A 球状船首部に擦過傷、船首部外板に破口、船首部手すりに曲損 B 操舵室左舷側に圧壊、左舷船尾部外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約2～3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員1人（以下「甲板員A」という。）が乗り組み、釣り客15人を乗せ、釣りを終えて鹿島港にある第1船だまりに向けて約15ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で帰途についた。</p> <p>船長Aは、操舵室前部右舷側にある操縦席に座って手動操舵を行い、鹿島港港口付近で速力を約13～14knに減速した後、鹿島港の岸壁の方向を見ながら左転して針路を北防波堤のやや左方に定め、前方を見たところ、他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないものと思っ港内を南進した。</p> <p>A船は、船長Aが、左舷船首方至近に操舵室らしきものが見え、とっさに主機を後進にかけたものの、平成29年3月4日12時50分ごろ、船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、クラッチを中立にして前方を見たところ、船首方に左旋回するB船を視認し、また、右舷船首付近で浮いているB船の釣り客1人（以下「釣り客B」という。）を認め、甲板員AがA船の釣り客の協力を得て釣り客BをA船に引き揚げたのを確かめた後、所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客Bほか釣り客12人を乗せ、第1船だまりに向けて帰航中、第1船だまりの北東方沖700m付近で船首を東南東方に向けて漂泊し、船長Bが操舵室の外に出て右舷船首部及び船尾部の防舷物（発泡スチロール製）をそれぞれ1個ずつ舷外にぶら下げて着棧準備をし、また、釣り客が、前部甲板と後部甲板に分かれて下船の準備をしていた。</p> <p>船長Bは、港口方向からA船が南下して来るのを認めたが、ふだんどおりの入航進路であり、A船が漂泊中のB船に接近するようであれば、A船がB船を避けてくれるだろうと思ひ、気に留めなかった。</p> <p>B船は、船長Bが、右舷側の出入口から操舵室に入って操縦席に腰を掛けた直後、左舷側から間近に迫るA船に気付き、とっさに主機を前進にかけたものの、A船と衝突した。</p> <p>B船は、衝突直前に釣り客Bが海中に飛び込み、また、船長Bが意識を失い、左旋回を始めたが、乗っていた釣り客ではどうすることもできずにいたところ、本事故発生連絡を受けて来援した僚船の乗組員が、B船に乗り込んで主機を停止し、船長B及び釣り客12人を僚船に移乗させた後、鹿島港北海浜第2船だまりに回航して船揚場に陸</p>

	<p>揚げされた。</p> <p>A船は、僚船と共に第1船だまりの浮棧橋に着棧した。</p> <p>船長Bは、救急車で病院に搬送され、外傷性クモ膜下出血及び脳挫傷と診断され、2度にわたって延べ約1か月間入院した。</p> <p>B船の釣り客13人中、5人が病院で受診し、頭部、腰部、胸部、脚部等の打撲等と診断され、釣り客Bには負傷等がなかった。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、0.75海里レンジとしたレーダーを作動させていたが、レーダーの画面を見ていなかった。</p> <p>A船の釣り客は、前部甲板で1人が操舵室を向いて座り、そのほかの釣り客が後部甲板及び船室にいた。</p> <p>船長Aは、A船の針路を北防波堤のやや左方に定めた際、なぜB船が見えなかったのか本事故後も分からなかった。</p> <p>船長Bは、ふだんどおり、第1船だまりの前面でB船を止めて着棧準備を行うつもりであったが、第1船だまりの前面で2～3隻の遊漁船が着棧準備を行っているのが見えたので、第1船だまりの北東方沖700m付近でB船を止めて着棧準備を行っていた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、鹿島港港口付近において、船長Aが、針路を北防波堤のやや左方に定めた際、前方に他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないものと思い、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず南進し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、ふだん、第1船だまりを係留場所とする遊漁船が、第1船だまりの前面（南方）で船を止めて着棧準備を行っていたので、それ以外の場所に船を止めて着棧準備を行っている遊漁船がいるとは思っていなかったことから、針路を北防波堤のやや左方に定めた際、B船に気付かなかった可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることができなかった。</p> <p>B船は、鹿島港内で着棧準備をしながら漂泊中、船長Bが、A船が港口方向から南進して来ることに気付いたが、A船が漂泊中のB船に接近するようであれば、A船がB船を避けてくれるだろうと思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、鹿島港内において、A船が、南進中、B船が、着棧準備をしながら漂泊中、船長Aが船首方の見張りを適切に行わず、また、船長BがA船に対する見張りを適切に行っていなかったため、両船が</p>

	衝突したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>

付図 1 事故発生経過概略図

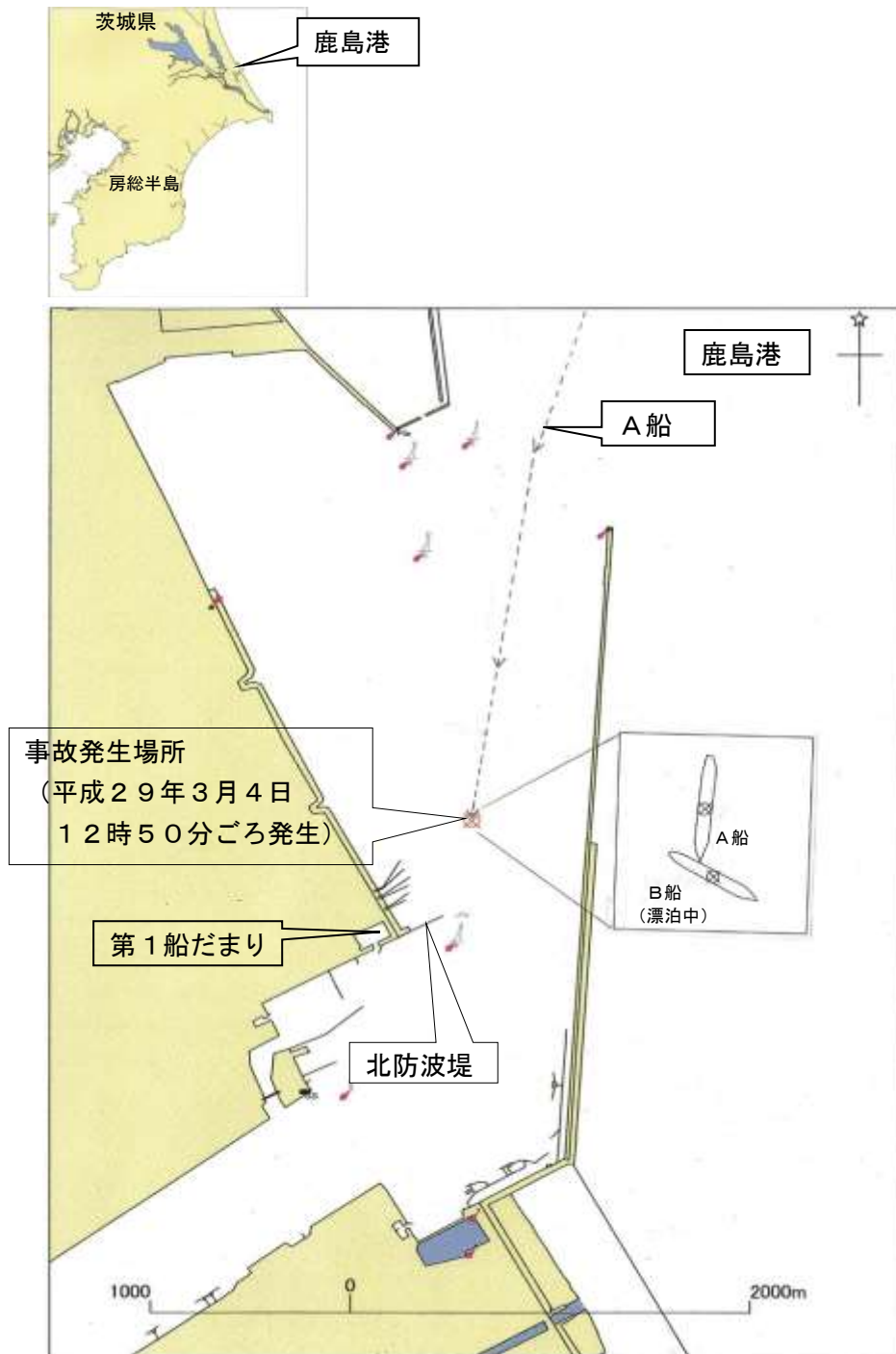


写真1 A船



写真2 B船

